

「経営者のための情報Note」 Vol. 102

		タイトル、及び配布例				
		病 院	診 療 所	歯 科 医 院	福 祉 施 設	一 般 ・ そ の 他
A	 Philosophy Note フィロソフィ ノート	<今月のタイトル> 仕事の意義・目的を明確にし、行動する				
		○	○	○	○	○
B	 Medical Note メディカル ノート	<今月のタイトル> ウェブサイト上のロコミ情報は、広告禁止事項				
			○			
C	 Dental Note デンタル ノート	<今月のタイトル> 分院経営のポイント				
				○		
D	 Welfare Note ウェルフェア ノート	<今月のタイトル> 健康づくりの総合的推進に向け、 高齢社会白書を閣議決定 他				
					○	
E	 Environment Note 環境 ノート	<今月のタイトル> 中小河川の氾濫察知				
		○	○	○	○	○
F	 Topics Note トピックス ノート	<今月のタイトル> 「老いも死も十人十色」				
		○	○	○	○	○

「経営者のための情報Note」は、当財団より毎月提供いたします。



Philosophy Note

仕事の意義・目的を明確にし、行動する

杉田 圭三

■仕事の意義・目的を明確にする必要性

事業は、一定の目的と計画に基づいて経営する経済活動であり、その経済活動である仕事は、日常継続して行われなければならない業務を指しています。

従って、事業を行うに当たり、「この事業は何のために存在するのか」「この仕事は何のために行うのか」と言った事業の存在理由、仕事を行う意義・目的を明確にし、この根本認識をベースに仕事を行うことがお客様に喜ばれる、「よい仕事」に繋がることになるのです。

何故ならば、二宮尊徳は、「商業を営む者は、扱う商品にかかわらず総て世の音信である情報をとらえ、かつ、それを利益がでるように活用せねばならぬ。これをうまくやれるように念ずる対象を、観世音と名付けたのだよ。観という字は、ただ肉眼で見るのではなく、心の眼でよくよく見ることをいう字なんだ。このことをよくよく考えてみることだな。」と『二宮翁夜話』で説いています。つまり、事業を行う上での仕事は、全て世の中（＝世）の求め（＝音信）によって存在しているのです。

例えば、書籍であれば、「小説を読みたい。」「情報がほしい。」という人がいるから、数多くの出版社や書店が存在し、「古本を売りたい。」「中古本でもいい。」という人がいるからブックオフなどのような、新たな業態の会社が誕生しているのです。

このように、現存する事業の全ては社会が必要としているから存在し、今継続していることになるのです。逆に、世の中（＝お客様）が必要としなくなった事業は、没落の一途をたどることになるのです。

重要なのは、世の中が必要としている事業の存在理由と仕事の意義・目的をどこまで明確にし、行動しているかが、「その事業を行う企業の盛衰を左右する」のだと言う真理を覚知することなのです。

■仕事の意義・目的を血肉化するには

1. 経営理念などの経営に関する基本的な考え方である「経営哲学」の社内浸透、共有化を図り、ベクトルを合わせるための実践度の相互チェックを行うこと。
2. お客様から「絶対的に必要とされる存在」になるために物事の本質を基軸に置いた行動する習慣を身に付けること。
3. まず最初に、仕事の意義・目的を確認してから仕事にとりかかるようにすること。
4. 「心の中に蒔かれた（あるいは、そこに落下して根づくことを許された）思いという種のすべてが、それ自身と同種のを生み出します。それは、遅かれ早かれ、行いと花開き、やがては環境という実を結ぶこととなります。良い思いは良い実を結び、悪い思いは悪い実を結びます。」とジェームズ・アレンは喝破しています。

従って、常に事業の根本の思いである『利他』を基軸に置いた仕事を継続して行うこと。



ウェブサイト上の口コミ情報は、広告禁止事項

《厚生労働省》

厚生労働省は6月28日、「医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会」第10回会合を開催し、その中で、「医療広告ガイドラインに関するQ&A(案)」を提示した。医療に関する広告規制の見直しを含む医療法等改正法が2018年6月1日に施行され、広告規制の対象範囲が単なる「広告」から「広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示」に変更、ウェブサイトによる情報提供も規制の対象となった。これを受け、厚労省は2018年5月8日、医療広告ガイドライン(GL)を公表し、加えて、具体的な考え方を整理したQ&Aを取りまとめている。

中でも、広告の対象範囲の具体的な考え方として、「最新がん〇〇療法」、「〇〇治療最前線」といった書籍や冊子等は、書籍等の内容が、特定の医療機関への誘因性が認められる場合(特定の医療機関のみ可能な治療法や、治療法を行う一部の医療機関のみが紹介されている場合等)には、広告に該当するため、医療法及びGLを遵守する必要があるとした。また、複数の医療機関を検索し、医療機関の情報を提供する機能を備えたスマートフォンのアプリケーションから得られる情報は、患者等が自らダウンロードする特定の医療機関のアプリケーションであれば、医療機関のウェブサイトと同じく、広告規制の対象となる。ただし、患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトと同様の取扱いになるため、広告可能事項の限定解除要件を満たした場合は、広告可能事項の限定を解除可能となる。

広告規制の対象であるウェブサイトについて、当該医療機関に係る情報取得を希望した者のみ閲覧可能な状態(一般人は閲覧不可)であっても、広告規制の対象となる。ただし、患者等が自ら求めて入手する情報を表示する媒体になるため、広告可能事項の限定解除要件を満たした場合には、広告可能事項の限定を解除可能となる。

禁止される広告については、「最先端の医療」や「最適の医療」といった表現は誇大広告に該当するため、用いることはできない。また、美容医療等の自由診療等において散見される「プチ～」といった短期間で行え、身体への負担が比較的少なく、費用も手軽であるといった印象を与える表現については、「提供する医療の内容等について、事実を不当に誇張した表現や、誤認されるおそれがある表現は、誇大広告に該当する可能性がある」と示した。

また、患者等の主観又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談(医療機関のウェブサイト上の口コミ情報等)は、今回新たに規定された広告禁止事項と紹介。特に、当該医療機関にとって便益を与えるような感想等を取捨選択し掲載するなどして強調することは、虚偽・誇大に当たるため広告できないと説明している。医療機関の口コミ情報ランキングサイトについても、ランキングサイトを装って、医療機関の口コミ(体験談)等に基づき、医療機関にランキングを付すなど、特定の医療機関を強調している場合は、比較優良広告に該当する可能性があるため広告できない。フェイスブックやツイッターといったSNSで医療機関の治療等の内容又は効果に関する感想を述べた場合については、医療機関が広告料等の費用負担等の便宜を図って掲載を依頼しているなどによる誘因性が認められない場合は、広告に該当しないとした。

医療関係者の資格で、日本専門医機構認定の専門医や産業医である旨の広告は、「広告可能な医師等の専門性に関する資格名等について」(2013年5月31日付け・医政局総務課長通知)に記載されていないため、現時点では認められないと説明。特定行為研修を修了した看護師であることも現時点では広告できないが、この件も含め、研修を受けた旨や専門性に関する医療広告上の取り扱いについては、今後、検討する予定であることを明らかにした。





Dental Note

分院経営のポイント

患者ニーズの多様化と人手不足の時代に入り、分院経営が難しくなったと言われる昨今ですが、本当にそうでしょうか？時代の変化に対応することが経営の醍醐味であり、逆境こそが最大のチャンスのはずです。

私共が分院経営のサポートをさせて頂いた経験から、分院展開をする経営者（トップ）の特徴と、経営の羅針盤ともなる経営計画書の作成ポイントについて、以下にまとめました。分院経営をされている方、分院経営を検討されている方への一助となれば幸いです。

■経営者（トップ）の特徴

分院経営をされる方の第一の特徴は、『エネルギー』であるということです。資格者集団をまとめるというのは並大抵のことではありません。多くの人を惹き付けるだけの夢とロマンを持ち、それを達成するためのエネルギーに満ち溢れた方ばかりです。

第二の特徴は、『人材の育成』に力を入れているということです。とりわけ幹部（分院長）の育成に力を入れた結果、同じ志を共有する仲間が増え、次第に組織が大きくなっていったという方が多いように思います。

第三の特徴は、『医療技術者と経営者のバランス』を上手く取られているということです。2足のわらじの両立というのは大変な激務ではありますが、それぞれに目標を設定し、両者のバランスを取りながら進められている方が多いようにお見受けいたします。

■経営の羅針盤となる経営計画書の必要性

組織としての一体感を出すには、経営の方向性を明確にし、スタッフへ伝えていく必要があります。そのため多くの医院では、ミーティングを行っているのではないのでしょうか？しかしながら、分院が増えると、スタッフが増え、それぞれの場所も離れてしまうため、全員で集まること自体が難しくなってしまいます。その結果、経営方針の理解度にもバラツキが生じてしまいます。私共では、そのような認識のバラツキが生じないように経営計画書を作成し、発表会形式で経営方針の浸透を図ることをお勧めしています。

■経営計画書の基本モデル

経営計画書にはいろいろなパターンがありますが、一つのモデルとして次のようなものがあります。経営者の思いを文書化し、分院長やスタッフにもアイデアを出してもらいながら、全員参加で作成するというのがポイントです。始めのうちは経営の大方針を経営者が担当し、分院や委員会・プロジェクトに係る部分は経営者がアドバイスしながら、分院長やスタッフが作成すると良いでしょう。

- (1) 本年度のスローガン
- (2) 経営基本方針や重点施策
- (3) 事業計画＋予算（法人全体＋分院別）
- (4) 委員会やプロジェクト活動計画（例：接遇、研修、衛生管理、厚生など）
- (5) 業務分担表（例：担当業務、決裁権など）
- (6) 年間行事予定表（会議、研修、厚生行事など）
- (7) 人事異動と組織図

■経営計画書の活用

決算が終わりましたら、決算書と経営計画書を金融機関へ提出すると良いでしょう。前期の決算内容と当期の経営計画を金融機関に説明する中で、中長期の資金計画についても事前に伝えます。その結果、資金調達が円滑に進み、金融機関との関係性向上にも寄与する効果が期待されます。

■P-D-C-Aサイクルの確立

策定した経営計画は、それぞれの業務分担をもとに行動と数値の両面から日次で進捗管理を行います。四半期ごとには、経営者と幹部で部門別損益計算書を中心とした業績検討会を開催し、予算と実績の差異分析をし、今後の対策を講じます。計画倒れにならぬようP-D-C-Aのマネジメントサイクルを確立することが重要です。





健康づくりの総合的推進に向け、高齢社会白書を閣議決定

～政府、「効果的・効率的な介護予防の取組を推進する」

政府は6月19日、2018年版の高齢社会白書を閣議決定した。分野別対策の「健康・福祉」では、「健康づくりの総合的推進」と題し、「介護予防の推進」を挙げた。「要介護状態等になることを予防し、要介護状態等になった場合でもできるだけ地域において自立した日常生活を営むことができるよう市町村における地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する」としている。

また、15年度から開始された「介護予防・日常生活支援総合事業」について、「多様な生活支援の充実、高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり、介護予防の推進等を図るもの」とした上で、「引き続き地域包括ケアシステムの構築に向け、市町村の取組を支援していく」とした。

■有料老人ホーム、「適切に運用するための支援を進める」

「健康・福祉」では、「介護サービスの充実（介護離職ゼロの実現）」と題し、①必要な介護サービスの確保、②介護サービスの質の向上、③地域における包括的かつ持続的な在宅医療・介護の提供、④介護と仕事の両立支援——を挙げた。このうち①では、地域包括ケアシステムの実現に向け、介護医療院の整備を進めるほか、「特定施設入居者生活介護事業所（有料老人ホーム等）を適切に運用するための支援を進める」とした。

■ケアマネの資質の向上を図るため、「研修を体系的に実施する」

②では、「介護保険制度の運営の要である介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上を図るため、引き続き、実務研修及び現任者に対する研修を体系的に実施する」とした。

また、「各都道府県が行う研修水準の平準化を図るため、各研修の課題を把握するとともに対応策を検討し、実務研修及び現任者に対する研修の企画・運営担当者を対象に周知を行う」としている。

介護福祉士修学資金等貸付、「周知への一層の対応を」

～総務省、厚労省に勧告

総務省は6月19日、「介護福祉士修学資金等貸付事業については、その利用が促進されるよう、介護の仕事に対する啓発、貸付制度の周知への一層の対応を図ること」などを厚生労働省に勧告した。総務省は、都道府県における介護人材の確保に向けた取組について「介護福祉士修学資金等貸付事業の効果」に着目し、「調査対象20都道府県において、介護福祉士修学資金貸付事業の実施状況を調査した結果、介護福祉士等の介護人材の確保に十分な事業効果を上げているとまでは言えない状況がみられた」と苦言を呈した。

今回の勧告は、「介護施策に関する行政評価・監視 —高齢者を介護する家族介護者の負担軽減対策を中心として— <結果に基づく勧告>」で、総務省はその結果を同日発表した。

総務省では、高齢者を介護する家族介護者の負担軽減の観点を中心として、仕事と介護の両立を図るための介護保険サービスの利用状況や介護休業制度等の利用の促進に向けた取組状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告している。



Environment Note

中小河川の氾濫察知

～小型、低額水位計を開発～

■日油技研工業（川越市）

台風の大雨や局地的豪雨による河川氾濫の水害が全国各地で頻発している。特に1級河川に比べ、監視体制が遅れている中小河川の水害対策が課題となっている。国が対策の一つに掲げるのが、水位観測体制の整備だ。電設機材や化学品などを製造・販売する日油技研工業（川越市）は、自社技術を生かし、小型で低コストの危機管理型水位計を開発。河川面積日本一の「川の国・埼玉」から水害の減災を発信していこうとしている。（山田浩美）

■新型の簡易水位計

県でも昨年10月、台風21号による新河岸川の氾濫で、川越市などの一部地域が浸水被害に遭った。行政の初動対応の遅れだけでなく、中小の河川に警戒や監視の体制が不十分な現実が浮き彫りになった。

国土交通省は2016年11月に「革新的河川管理プロジェクト」を発足。中小河川でも水位を観測し、行政が避難勧告できる体制づくりの重要性を掲げ、民間企業に新タイプの水位計の開発を呼び掛け、普及や整備の取り組みを行っている。

1級河川などにある既存の水位計は、平常時から河川管理に必要なデータを取得し、洪水時の対応にも活用する。その一方で設置と維持に膨大な費用がかかり、普及しない要因となっていた。

同プロジェクトが目指すのは、洪水時の水位を中心に計測することを想定し、1台当たりの設置コストが100万円以下で、無給電で最低5年以上稼働するなどの条件を満たす危機管理型水位計だ。

■同社の特徴

同社営業本部第1営業部の水沢弘道部長は「水位計の設置などがなく、避難が遅れて被害を受けるのは過疎地域が多い。数世帯しかないからと無頓着ではいけない。数百万円の水位計は無理でも、数十万円のものなら設置可能なはず」と、同プロジェクトで独自の新型水位計を提案した。

同社は、海上の水質などを測定する監視装置や鉄塔などの故障の検知装置など、人が普段立ち入らない自然環境下で稼働する遠隔監視装置のノウハウを持つ。同社同部機器グループリーダーの中村哲也さんは「山と海の遠隔監視装置の実績を土台に小型で耐久性に優れた水位計を開発した。測定の間隔を変えるなどカスタマイズも可能」と話す。

電源が取れない山間部の河川などに設置が想定されるが、ソーラーパネルで発電するので電気は不要。落雷に備えてバックアップ機能も備える。

横約18センチ、縦約30センチ、奥行約9センチほどの遠隔監視装置の本体を河川脇の架台などに設置。本体からケーブルを通じて川底に伸びる水位センサーが水圧から水位を変換。計測データは携帯電話と同じ通信会社の一般回線で送られた後、クラウドコンピュータで処理され、水防情報サイト「河川情報センター」内で、誰でも閲覧できる仕組みだ。

■客観的な数値とデータ

神奈川県鳥山川で行われた実証実験でも、計測性能が確かめられ、今年から販売も開始。本体価格は約70万円台と大幅にコストダウン。中村さんは「本年度は200～250台を目指したい」という。

国交省は、20年までに全国5800カ所（約5千河川）に新型水位計を設置し、観測点を増やす計画だ。メーカーにとっては新たな市場獲得に期待が高まるどころだが、中村さんはそれだけではないと厳しい表情を見せる。「田畑が心配で見に行った農家のおじさんが洪水に流されて亡くなる事故が必ずある。リアルタイムで水位や危険度が分かれば、こういう事故も減らせる。社会貢献の意味でも（販売）数を増やしたい」という。

水沢さんも「これまでは避難すべきかどうかは人の感覚に頼る部分が大きかったが、客観的な数値とデータに基づいた判断が必要」と話している。





Topics Note

「老いも死も十人十色」 ～最期の選択肢を探す旅～

■認知症の母との生活 映画が完結

ドキュメンタリー映画監督の関口祐加さん（61）が、認知症の母宏子さん（87）との暮らしを撮った人気シリーズの完結編「毎日がアルツハイマー ザ・ファイナル～最期に死ぬ時。」を製作、近く公開される。母の認知症と介護の日々をユーモアたっぷりに描いた連作。第3作でたどり着いたテーマは、誰にでも訪れる「死」だった。

20代でオーストラリアに渡り、現地でドキュメンタリー映画を製作してきた関口さんは、認知症の症状が出始めた宏子さんの介護をするため、2010年に帰国。横浜市の実家で一緒に住みながらカメラを回していく。

真面目で「良妻賢母型」だった宏子さんは、認知症の進行とともに喜怒哀楽がはっきりするように。「日本社会で『役割』を演じてきた母が、認知症によって解放され、どんどん本音が出てきた。その姿が魅力的だったんです」と関口さん。

12年公開の第1作では、物忘れや出来ないことが増え、家に引きこもる宏子さんと周囲の戸惑いを見つめつつ、ケアの専門家や医師らを巻き込んで介護生活を模索する姿を描く。第2作では、関口さんが英国を訪ね、認知症の人の立場からケアを実践する「パーソン・センタード・ケア」（PCC）を学んだ。

第3作は、股関節痛で人工股関節を入れる全身麻酔手術を受けた関口さんが、自身の「死」を意識することから始まる。宏子さんも発作で救急搬送が相次ぐなど、介護される側も、する側も、同時に老いていく現実が目の前に。「よく『終わりのない介護』と言いますが、実は一寸先は闇で、そこには必ず死がある。よりよい死とは何か。『終わりからの介護』を考える必要があります」

入院中に知り合い、仲良くなった女性は、緩和ケア病棟で眠りながら亡くなった。関口さんは、国内の在宅老所や欧州の施設などへ「死のオプション（選択肢）」を探す旅に出る。緩和ケア、安楽死のほか、スイスでは合法の「自死ほう助」などを巡り、施設の代表や医師らと対話を続けた。

母との「マイクロな世界」を開示し、全編を貫くユーモアで、認知症やその介護へのネガティブなイメージを転換させたと評価される本シリーズ。最後のテーマの死についても「もっとオープンに話せるように」との思いがあるという。「老い方も、死に方も十人十色。映画を見た人に選択肢を示し、自分のこととして考えてもらいたいと思いました」

シリーズは終了するが、「この映画を作った責任と好奇心」で思い描く、もう一つの「ファイナル」がある。「さまざまな選択肢を知った自分が、どんな死を選び、どう死んでいくかを、撮る。これはやりたいですね」

■英国発認知症ケアでトーク

「毎日がアルツハイマー」シリーズに出演し、英国発の認知症ケア「パーソン・センタード・ケア」（PCC）を紹介しているのが精神科医のヒューゴ・デ・ウァールさん。新作の公開に合わせて来日し、監督の関口祐加さんとのトークイベントを行う。

PCCは、認知症の本人を尊重し、その人の視点や立場、これまでの人生や性格などを理解した上で実践するケア。関口さんはシリーズ第2作で英国を訪れ、ヒューゴさんと対話し、「認知症になっても十人十色」「安易に薬に頼らない」といった言葉に感銘を受けて「母の在宅介護を続ける勇気ももらった」という。第3作でも、ヒューゴさんに死を巡る問いをぶつけている。

イベントは24日午後7時から東京都千代田区の日比谷図書文化館・日比谷コンベンションホールで。料金は前売り2500円、当日3千円。映画の公式ホームページから申込みができる。

